

三石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 意見書案の送付先について

三石委員長 初めに、意見書案の送付先についてである。
1 ページの資料1、意見書案送付先一覧表案をごらんいただきたい。
提出された意見書案は3件である。
以上、意見書案3件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

三石委員長 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

2. その他

三石委員長 最後に、その他で、何かないか。

(な し)

三石委員長 それでは、本日の協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の12月21日木曜日午前9時から開催することとする。
協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。
本日の常任委員会の開会時刻であるが、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、常任委員会の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。